

【職安法改定に伴う「有期労働契約を更新する場合の基準」の明記につきまして】

2024（令和6）年4月1日施行から、アルバイト・パート・契約社員などにおける、有期雇用の場合、明示すべき労働条件が追加されます。

対象となる求人を掲載している店舗様におきましては、期限までに下記追記内容のご連絡をお願いいたします。

契約期間	ヶ月単位
更新の基準	<input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 業務量、勤務成績により判断
回数や期間の上限	<input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 業務量、勤務成績により判断

有期労働契約を更新する場合の基準に関する詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認をお願いいたします。

厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/content/001114110.pdf	
---------	---	---

施設名	
店舗名	
連絡先（TEL）	
ご担当者	様